

沿岸漁業改善資金事務取扱要領

沿岸漁業改善資金の事務処理については、沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和 54 年政令第 124 号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和 54 年農林水産省令第 22 号）、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年鹿児島県規則第 88 号。以下「規則」という。）、沿岸漁業改善資金貸付基準によるほか、この要領の定めるところによる。

1 貸付基準等

(1) 経営等改善資金

この資金は、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善のために、まだ普及度も十分でない近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を行い、又は生業的な経営においてはともすればその導入が滞りがちな漁ろうの安全若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことを助長するためのものである。

ア 操船作業省力化機器等設置資金

この資金は、沿岸漁業のうち漁船を使用して行うものについて、漁船の操船作業の省力化を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、自動操だ装置、遠隔操縦装置、サイドスラスター、レーダー、自動航跡記録装置又はGPS受信機の設置について行うこととする。ただし、自動操だ装置、遠隔操縦装置又はサイドスラスターの設置に係る漁船が、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が同法第 5 条第 1 項第 3 号の臨時検査、同項第 1 号の定期検査又は同項第 2 号の中間検査（以下「臨時検査等」という。）を受け、これに合格することを貸付けの条件として、当該機器等に係る漁船が同法第 2 条第 1 項の適用のない漁船であるときには、当該機器等が同法第 6 条第 3 項の予備検査を受け、これに合格すること又は、当該機器等に係る船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 65 条の 6 の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けることを貸付けの条件として、この資金の貸付けを行うこととする。

この資金の貸付けの対象となる機器等は、前項に掲げるもののほか、その他知事が適当と認めるものでなければならない。なお、自動航跡記録装置及びGPS受信機については、資金の貸付けの決定に当たって、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが望ましい。

- (ア) この資金の貸付内容は、これらの機器等の設置に必要な資金であるので、機器等の購入費用のほか工事費（当該機器等の設置について船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 5 条第 1 項第 1 号の定期検査、同項第 2 号の中間検査、同項第 3 号の臨時検査又は船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 65 条の 6 の準備検査を受ける場合にあつては、当該検査手数料（当該機器等の設置に係る部分に限る。）を含む。以下同じ。）が含まれる。

イ 漁ろう作業省力化機器等設置資金

この資金は、沿岸漁業のうち漁船を使用して行うものについて、漁ろう作業の省力化を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、動力式つり機、ラインホーラー等の揚縄機、ネットホーラー等の揚網機、巻取りウインチ、放電式集魚灯、漁業用クレーン、漁獲物等処理装置、海水冷却装置、海水殺菌装置、漁業用ソナー、カラー魚群探知機又は潮流計の設置について行うこととする。

この資金の貸付けの対象となる機器等は、前項に掲げるもののほか、その他知事が適当と認めるものでなければならない。なお、漁獲物等処理装置及び海水殺菌装置以外については、資金の貸付けの決定に当たって、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが望ましい。

漁獲物等処理装置には漁船及び車両は含まれない。

この資金の貸付内容には、機器等の購入費のほか、工事費が含まれる。

ウ 補機関等駆動機器等設置資金

この資金は、ア及びイの機器等を駆動し、又は作動させるための機器等の導入を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む。以下同じ。）又は油圧装置の設置について行うこととする。ただし、補機関及びアの機器等を駆動し、又は作動させるための油圧装置を設置する場合にあっては、アのただし書の例によることとする。

この資金の貸付けの対象となる機器等は、前項に掲げるもののほか、その他知事が適当と認めるものでなければならない。

この資金の貸付内容には、工事費が含まれる。

エ 燃料油消費節減機器等設置資金

この資金は、沿岸漁業のうち漁船を使用して行うものについて、燃料油の消費が節減される機器等の導入を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、漁船用環境高度対応機関、定速装置又は発光ダイオード式集魚灯の設置について行うこととする。

ただし、漁船用環境高度対応機関又は定速装置を設置する場合にあっては、アのただし書の例によることとする。

この資金の貸付けの対象となる機器等は、前項に掲げるもののほか、その他知事が適当と認めるものでなければならない。なお、漁船用環境高度対応機関（環境高度対応機関、ディーゼル船外機関及び環境保全型ガソリン船外機関）、定速装置（推進軸動力利用装置）及び発行ダイオード式集魚灯については、資金の貸付けの決定に当たって、型式認定事業実施団体の型式認定を受けたものが望ましい。

この資金の貸付内容には、工事費が含まれる。

オ 新養殖技術導入資金

この資金の貸付基準等は、次のとおりとする。

資金種類	農林水産大臣が定める基準	農林水産大臣が定める種類		農林水産大臣が定める養殖技術
		区分	種類	
経営等改善資金	<p>ア 当該水域への当該養殖技術の導入につき漁業調整上の支障がないこと。</p> <p>イ 当該水域において当該養殖技術の普及度が十分でなく当該養殖技術の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。</p> <p>ウ 当該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかなものであること。</p> <p>エ 当該養殖技術の導入について、既に現地適応のための実証試験が行われたものであること。</p>	魚類	<p>あいご、あいなめ、あじ類、あなご、あまだい、あゆ、いさき、いしだい、うなぎ、かさご類、かれい、きす、きゅうりうお類、こい類、さけ類、さより、すずき、てらびあ、どじょう、なまず、にべ、たい類、とらふぐ、はぎ類、はぜ、はたはた、はた類、はまふえふき、ひらめ、ぶだい、べら、ペリヤジ、ぼら、まぐろ、めじな</p>	<p>ア 沖合養殖技術</p> <p>イ 沈下式又は浮沈式のいけすによる養殖技術</p> <p>ウ 淡水魚の海水馴化に係る養殖技術</p> <p>エ 移動式のいけすを用いて行う小割り式養殖に係る養殖技術</p> <p>オ 養魚用水の循環利用による養殖技術</p> <p>カ 太陽熱及び廃熱を利用した省燃料化のための養殖技術</p> <p>キ 調餌廃液処理</p>
		貝類	<p>あかがい、あさり、あわび、いがい、いたやがい類、かきさぎえ、さるぼう、しじみ、真珠母貝、たにし、とこぶしとりがい、ばい、はまぐり、ほっきがい、みるくい</p>	
		藻類	<p>あらめ、いぎす、くびれずた</p>	

		甲殻類 こんぶ、のり、ひじき、ふのり、ひとえぐさ、まつも、もずく、わかめ いせえび、がざみ、くるまえび類、けがに、しゃこ、ずわいがに、てながえび、ほっかいえび、もくずがに、ぬかえび 頭足類 いか、たこ その他 いわむし、うに、えらこ、ごかい、すっぽん、なまこ、ほや	施設等を用いて汚濁防止を行う養殖に係る養殖技術
--	--	--	-------------------------

この資金の貸付内容は、当該導入に係る養殖技術により養殖を行うのに必要な養殖施設の設置費用、種苗の購入、又は生産費用、餌料の購入費用等である。

カ 資源管理型漁業推進資金

この資金は、水産資源の適正な管理の下で当該水産資源の合理的かつ総合的な利用を促進するための資金であり、この資金の貸付けは、資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入又は設置、低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入又は設置及び漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置について行うこととする。

規則第2条の表の第6項の「農林水産大臣が定める基準」は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 水産資源の適正な管理を目的として次に掲げるいずれかの取決めが締結され、かつ、当該取決めに基づき、資源管理措置を実施するものであること。
- a 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項の認定を受けた資源管理協定
 - b 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の3第1項の認可を受けた資源管理規程
 - c 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第14条第1項の認定を受けた協定
 - d aからcに準ずる取決めであって、次に掲げる事項を定めたもの（以下「資源管理計画」という。）であること。
 - ① 資源管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類
 - ② 水産資源の管理の方法
 - ③ 資源管理計画の有効期間
 - ④ 資源管理計画に違反した場合の措置
 - ⑤ その他必要な事項
- (イ) 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的效果及び波及的效果を有するものであること。
- (ウ) 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。
 なお、貸付けに際しては、次の事項に留意して適正な貸付けを行うこととする。
- (a) 当該取決めは、資源管理の対象となる水産資源を利用する漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる水産資源の生物学的特性を踏まえ、一定期間継続して行うものであること。

- (b) 当該取決めに基づく資源管理措置は、網目規制等の漁具・漁法の制限、禁漁期間の設定等操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等により行うものであること。
- (c) 低利用・未利用資源の開発・利用と漁獲物の付加価値の向上は、当該資源管理の対象資源等の特定の資源に対する過度な漁獲圧力を緩和し、この漁獲努力を資源量が豊富であるにもかかわらず現在利用していないか又は利用度が低い資源の漁獲及び活魚出荷又は加工による漁獲物の付加価値の向上に振り向けるものであること。
- (d) 当該漁業生産方式の導入は、本資金により導入する機器等だけではなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組合せにより、水産資源を合理的かつ総合的に利用するものであればよいこと。
- (e) 漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を導入する場合には、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。

キ 環境対応型養殖業推進資金

この資金は、養殖漁場の環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を推進するための資金であり、この資金の貸付けは、養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の設置、養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置及びこれらに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入又は設置について行うこととする。規則第2条の表の第7の「農林水産大臣が定める基準」は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 養殖漁場環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的とし、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化するものとして次に掲げるいずれかの取組がされること。
 - a 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組
 - b aに準ずる取組であって、次に掲げる事項を定めた取決め（以下「漁場環境適正化管理協定」という。）に基づく取組
 - ① 漁場環境適正化管理の対象となる漁場及び養殖魚種
 - ② 漁場環境適正化管理の方法
 - ③ 漁場環境適正化管理協定の有効期間
 - ④ 漁場環境適正化管理協定に違反した場合の措置
 - ⑤ その他必要な事項
- (イ) 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的效果及び波及的效果を有するものであること。
- (ロ)
- (ウ) 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。

なお、貸付けに際しては、次の事項に留意して適正な貸付けを行うこととする。

 - (a) 当該取組は、湾、浦等漁場を同一とする漁業者の相当部分が参加するものであり、対象となる漁場の環境特性を踏まえ、一定期間継続して行うものであること。
 - (b) 養殖密度の適正化は、漁場の環境特性及び養殖魚の生物学的特性を踏まえ、漁場全体としても、また、個別養殖施設としても養殖魚の良好な育成環境が確保される養殖尾数とするものであること。
 - (c) 投餌の内容・量・方法の改善は、生餌からペレット餌料への変更、投餌量の制限等の方法により残餌の堆積を著しく減少させるものであること。

- (d) 薬品・漁網防汚剤の使用の適正化は、医薬品の使用を制限すること及び漁網防汚剤を使用しないか又は安全性が確認された漁網防汚剤に限定の上使用回数を制限して使用することにより医薬品や有害物質の養殖魚への残留、環境への悪影響を防止するものであること。
- (e) 当該漁業生産方式の導入は、本資金により導入する機器等だけではなく、当該漁業者が既に保有している機器等や漁業協同組合が保有する機器等であって当該漁業者が共同利用するものも含め、これらの機器等の組合せにより、養殖の生産行程を総合的に改善するものであればよいこと。
- (f) 漁業協同組合が本資金によりその組合員の共同利用に供するための機器等を導入する場合にあっては、当該漁業生産方式を導入する沿岸漁業者により共同利用されるものであること。

ク 乗組員安全機器等設置資金

この資金は、乗組員の生命又は身体の安全の確保に資するための資金であり、この資金の貸付けは、転落防止用手すり、安全カバー装置（漁船の乗組員が機器等へ巻き込まれることを防止するため、露出した作動部分等を覆うためのカバー等をいう。）又は揚網機安全装置（揚網機に体を巻き込まれた際に、緊急に停止し、体を取り外すことができる装置をいう。）の設置について行うこととする。

この資金の貸付けの対象となる機器等は、前項に掲げるもののほか、その他知事が適当と認めるものでなければならない。

この資金の貸付内容には、機器等の購入費用のほか、工事費が含まれる。

ケ 救命消防設備購入資金

この資金は、海難等の非常時に備え、救命設備又は消防設備を導入するための資金であり、この資金の貸付けは、救命胴衣、消火器、イーバブ若しくはレーダートランスポンダであって、船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認（以下「型式承認」という。）を受け、同項の検定（以下「検定」という。）に合格したもの又は小型漁船緊急連絡装置の購入に限り、行うこととする。

この資金の貸付けの対象となる機器等は、前項に掲げるもののほか、その他知事が適当と認めるものでなければならない。

この資金の貸付内容は、設備の購入費用のみである。

コ 漁船転覆防止機器等設置資金

この資金は、漁船内の漁獲物の移動、漁船内への海水の侵入等による漁船の転覆又は沈没を防止するための資金であり、この資金の貸付けは、漁獲物の横移動防止装置（魚そう内の仕切りをいう。）又は甲板下の魚そう（甲板上の魚そうを廃し、これに代えて設置するものに限る。以下同じ。）の設置について行うこととする。ただし、甲板下の魚そうの設置が漁船の外板に開孔を設けて行うものである場合には、当該設置に係る漁船が船舶安全法第2条第1項の適用のある漁船であるときには、臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件として、当該設置に係る漁船が同項の適用のない漁船であるときには、準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けることを貸付けの条件として、この資金の貸付けを行うものとする。

この資金の貸付けの対象となる機器等は、前項に掲げるもののほか、その他知事が適当と認めるものでなければならない。

この資金の貸付内容には、機器等の購入費用のほか、工事費が含まれる。

サ 漁船衝突防止機器等購入等資金

この資金は、近年の沿岸漁場に係る海域における船舶の航行のふくそう化にかんがみ、こうした海域で操業する漁船の衝突を防止するための資金であり、この資金の貸付けは、レーダー反射器（レーダー使用中の他の船舶に対し、自船の位置を明確に把握させるための装置をいう。）又は無線電話（その出力が5ワット以下のものに限る。）の購入又は設置について行うこととする。

この資金の貸付けに当たっては、その趣旨にかんがみ、特に船舶航行がふくそうする海域において操

業する者に対し、優先的に貸付けが行われるよう配慮するものとする。

この資金の貸付けの対象となる機器等は、前項に掲げるもののほか、その他知事が適当と認めるものでなければならない。

この資金の貸付内容には、機器等の購入費用のほか、工事費が含まれる。

シ 漁具損壊防止機器等購入資金

この資金は、敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための資金であり、この資金の貸付けは、漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイをいう。）の購入について行うこととする。

この資金の貸付けの対象となる機器等は、前項に掲げるもののほか、その他知事が適当と認めるものでなければならない。

この資金の貸付内容は、機器等の購入費用とする。

ス 特認資金

この資金は、県が県の沿岸漁業の特殊性からみて県の沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術の導入に必要なものとして農林水産大臣と協義して指定する資金であり、次の資金を指定している。

(ア) 定置網用無線遠隔式魚群探知機設置資金

この資金は、定置漁業における魚群の入網状況を陸上から把握することにより漁獲量の増大、又は燃料等経費の節減を図るための資金であり、この資金の貸付けは定置網用の無線遠隔式魚群探知機の設置について行うこととし、次の基準に合うものとする。

a 対象地域は、県下全域とする。

b 定置漁業者のうち、漁業経営に対し進取的意欲に富み、パイロット的役割を果たす漁業者を対象とする。

(イ) 電気パルス発生装置設置資金

この資金は、電気パルスを海中に送出して、サメなどの電気受容器を持つ有害魚類の進入を防ぐための機器の設置資金であり、次の基準に合うものとする。

a 対象地域は、県下全域とする。

b 沿岸漁業を営む者であって、漁業状況等を勘案して選定するものとする。

(2) 生活改善資金

この資金は、漁業の生活環境が都市部に比べ著しく立ち遅れている状況にあり、このことが後継者難等の一因ともなっており、ひいては労働力不足とも関連して主婦等の労働過重といった問題を生じていることにかんがみ、漁家生活に関する普及活動を担当する県の職員（以下「水産業普及指導員」という。）の活動と密接な関連の下に、沿岸漁業の従事者による合理的な生活方式の導入を通ずる自主的な生活の改善を促進しようとするものである。

この資金の借受主体は、規則第2条に掲げる資金中「生活合理化設備資金」「住居利用方式改善資金」にあつては、沿岸漁業の従事者である。

規則第2条に掲げる資金中「婦人・高齢者活動資金」にあつては、沿岸漁業の従事者の組織する団体である。この場合において沿岸漁業の従事者の組織する団体とは、この資金制度の趣旨からして、婦人又は60歳以上の高齢者であつて現に沿岸漁業に従事しているものがその構成員の過半を占めている団体である。

ア 生活合理化設備資金

この資金は、生活の合理化に資する設備又は装置を設置するのに必要な資材の購入に必要な資金であ

り、その貸付対象とする設備等の選択に当たっては、技術的に確信を持てるものを採り上げるものとする

設 備 等	基 準
1 し尿浄化装置	し尿を長時間ばっ気方式によるし尿浄化槽に流し浄化するものであり、浄化槽は専用モーターを使用して、ばっ気槽内の汚水をかく拌し、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈殿分離し、上澄み液を消毒の上放流する構造を有するものとする。
2 改良便槽	くみ取り式の便槽で貯りゅう槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造であり、漏水しないよう完全な防水措置が施されたものとする。
3 自家用給排水施設	動力ポンプは含まれない。

イ 住居利用方式改善資金

この資金は、家族関係の近代化又は家事労働の合理化に焦点を合わせて住居の利用方式を改善するのに必要な資金で、貸付けの具体的対象は、建築資材費（工事費及び住居利用の改善上不可欠な家具類の購入費を含む。）とする。この場合の家具類としては、電気器具類で漁村において長期の信用販売制が確立しているものは原則として対象としない。また、家具類購入のみを分離して行うことは適当でない。

この資金の目的に沿った住居の利用方式の改善の事例としては、既存の家屋の内部を改造して独立した寝室や子供部屋を整備したり、炊事場又は食事場を改善すること等が考えられる。

また、住宅の新增築は、この資金の貸付対象とはしないが、住居の利用改善上、やむを得ず、部分的に増築にわたることは貸付けの対象として差し支えない。

なお、既に住宅金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）の貸付けを受けている者が、公庫資金による工事と異なる部分についてこの資金を借り受けることは差し支えないが、公庫資金の融資残にこの資金を貸し付けることは適当でない。

この資金の貸付けの対象となる内容は、既存の家屋内部の改造に限定され、次のように区分される。

区 分	内 容
1 居室改善	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）に関連するもの
2 炊事施設改善	炊事施設（炊事場、食事場等）に関連するもの
3 衛生施設改善	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）に関連するもの
4 家事室等改善	家事室等（家事室、更衣室、土間等）に関連するもの

ウ 婦人・高齢者活動資金

この資金は、家族関係の円滑化を図る観点から、漁家の婦人又は高齢者が生きがいを持って自主的に共同して行う水産動植物の採捕、養殖、加工その他の生産活動を助長するのに必要な資金で貸付けの具体的対象は、機器等の設置費及びこれらの機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、原材料費、資材費等）とする。ただし、漁船の建造又は購入費用、土地の購入費用及び建物の設置又は購入費用は、貸付けの対象としない。

なお、漁船に設置し又は備え付ける機器等に係る資金の貸付けに関しては、漁船の安全を確保する観点から1の(1)のアのただし書き及び同ケの規定の例によるものとする。

(ア) 貸付対象となる活動

この資金の貸付けの対象となる活動は、漁家の婦人又は高齢者が自らの知識、経験に応じて共同して行う生産活動であって、次の条件を満たしているものとする。

- a 地域の特性を生かした自主的な活動であること。
- b 漁家の婦人又は高齢者に生きがいを感じさせ、かつ、社会的役割を感じさせる活動であること。

(イ) 生産活動の具体的事例

漁家の婦人又は高齢者が共同して行う生産活動を例示すると次のとおりである。

- a 水産動植物の採捕
20 トン未満の漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕活動
例：釣り、はえなわ、刺網、採貝草等
- b 水産動植物の養殖
小割いけすその他の養殖設備を設置して行う水産動植物の養殖活動
例：まだい、わかめ、ひおうぎ等
- c 水産動植物の加工
当該水域において生産される水産動植物の加工活動
例：干もの、調味加工品、水産物漬物、塩蔵品等

この生活改善資金の運営に当たっては、水産業普及指導員の指導の下に、生活改善の必要性が高く、その意欲も盛んな沿岸漁業の従事者に対し呼び水として貸し付けられるようにし、特に、生活改善が沿岸漁業の経営の近代化と密接不可分な関係にあることにかんがみ、この資金の貸付けによる効果が漁業面にも現われることが期待できるような沿岸漁業の従事者に対し、優先的に貸付けを行うよう配慮する。

(3) 青年漁業者等養成確保資金

この資金は、最近における沿岸漁業の従事者の減少及び高齢化の進行にかんがみ、沿岸漁業の今後の健全な発展を図るため、青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が、近代的な沿岸漁業の経営を担当する者又は漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長しようとするものである。

この資金の借受主体は、研修教育資金にあつては、青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者又は漁業労働に従事する者を使用して沿岸漁業を営む者であり、高度経営技術習得資金、漁業経営開始資金にあつては、青年漁業者又はその組織する団体である。

この場合において青年漁業者とは、現に沿岸漁業に従事しているか、又は近く沿岸漁業に従事することが確実であり、かつ、沿岸漁業の経営を行っているか、又は将来沿岸漁業の経営を行おうとする者である。

青年漁業者の組織する団体とは、実践的な沿岸漁業の研究グループ等であり、かつ、青年漁業者がその構成員の過半を占めているものである。

漁業労働に従事する者とは、現に漁業労働に従事している者のほか、現在は漁業労働に従事していないが、近く漁業労働に従事することが確実と見込まれる者をいう。

その他の漁業を担うべき者とは、青年漁業者及び漁業労働に従事する者以外の者であつて、近代的な沿岸漁業の担い手となることを目指して向上の途上にある者である。

また、漁業経営開始資金の借受主体は、青年漁業者又はその組織する団体とされているが、漁業労働に従事する者であつて、かつ、同時に青年漁業者に該当する者もあり、このような漁業労働に従事する者については、青年漁業者としては、おおむね 10 代後半から 40 歳代までの漁業労働に従事する者を含めることとする。

規則第 2 条の表に掲げる研修教育資金、高度経営技術習得資金及び漁業経営開始資金の中で、「農林水産大臣が定める基準」は次の表のとおりである。

貸付対象資金	基	準
1 研修教育資金	1 原則として 5 日以上の期間の国内研修であつて、水産庁長官が別に定める基準に従い沿岸漁業に関する教育・試験研究機関において若しくは近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるもの又は沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受けるものであること。	
	2 原則として 30 日を超える期間の国外研修であつて、水産庁長官が別に定める外国	

	の教育・研修機関において又は当該外国の受入れ機関が推薦する近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるものであること。
2 高度経営技術習得資金	<p>1 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであって、経営能力の高度化に資するものであること。</p> <p>2 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。</p>
3 漁業経営開始資金	<p>1 本資金の貸付けの対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営</p> <p>(2) 沿岸漁業経営の承継者が開始する経営</p> <p>(3) 将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため、新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営</p> <p>2 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。</p> <p>3 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に係るものである場合には、漁業権の行使が可能であると見込まれること。</p> <p>4 1の(1)及び(2)の経営にあっては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められている場合に貸付けを行うこととする。</p>

青年漁業者等養成確保資金の貸付けに当たっては、この制度が水産業改良普及事業との連携によって十分な目的達成が可能となるということにかんがみ、水産業普及指導員による密接な指導の下に行うこととする。

青年漁業者等養成確保資金の貸付内容は、次のとおりとする。

- ① 研修教育資金にあっては、旅費、教材費、授業料、視察費等とする。
- ② 高度経営技術習得資金にあっては、パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピューター、各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限定する。）の購入費等とする。
- ③ 漁業経営開始資金にあっては、漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等経営に必要な一切の経費とする。ただし、(3)の表の(2)に該当するものであって漁船を承継するもの又は(3)の表の(3)に該当するものにおいては、漁船の建造及び取得費用は対象外とする。また、土地の購入費用については対象外とする。

なお、漁船に係る資金の貸付けに関しては、当該漁船が船舶安全法第2条第1項の適用のある漁船であるときには、当該漁船が臨時検査等を受け、これに合格することを貸付けの条件とし、また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条第1項の適用のない漁船であっても動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）に適合していることを条件とする。

また、漁船に設置し又は備え付ける機器等に係る資金の貸付けに関しては、漁船の安全を確保する観点から、1の(1)のアのただし書及び1の(1)のケの規定の例によることとする。

ア 研修教育資金

(ア) 水産庁長官が定める基準

(3)の表の研修教育資金の1の水産庁長官が別に定める基準は、水産関係研修機関の研修コースを受講する研修若しくは都道府県が推薦する沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水土等の沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受講するものであることとする。

(イ) 水産庁長官が定める外国

(3)の表の研修教育資金の1の水産庁長官が別に定める外国は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------------|
| ア. アイスランド | ク. 中国 |
| イ. アメリカ | ケ. デンマーク |
| ウ. イギリス | コ. ニュージーランド |
| エ. イタリア | サ. ノルウェー |
| オ. オーストラリア | シ. フィリピン |
| カ. カナダ | ス. ロシア |
| キ. タイ | セ. その他知事が水産庁長官と協議して定める国 |

(ウ) 研修対象者

この資金による研修対象者は、青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者であって、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- 漁業技術等を沿岸漁業に従事しながら学ぶという趣旨から、これに堪える能力、体力等を有すること。
- 研修終了後において沿岸漁業に従事することが確実な者であること。
- 共同生活に適応できること。

(エ) 水産業改良普及組織の指導

- 借受者に対しては、研修前の指導を十分行うとともに、研修期間中は研修機関等又は当該研修機関等を管轄区域に含む水産業改良普及組織と連携して、その指導に当たるものとする。
- 研修終了後は、就漁指導又は営漁指導を重点的に行い、漁業経営開始資金の貸付け等、必要に応じその資金援助についても配慮し、漁業者としての成長段階に応じた指導を行うものとする。

(オ) 研修報告書の提出

この資金の借受者は、研修終了後、速やかに研修報告書を地域振興局又は支庁の農林水産部（以下「地域振興局農林水産部等」という。）を経由して知事に提出するものとする。この場合において、地域振興局又は支庁の長は研修の実施状況を確認の上、当該研修報告書を知事に進達するものとする。

イ 高度経営技術習得資金

この資金の借受者は、青年漁業者又はその組織する団体であるが、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

(ア) 情報関連機器又は制御装置等の活用による高度な経営方法又は技術の習得に意欲を有すること。

(イ) 本資金により導入する機器の利用計画が明確に定まっており、これにより習得する経営方法又は技術が、将来において沿岸漁業経営の改善に効果的に活用されると認められるものであること。

ウ 漁業経営開始資金

(ア) 借受主体

この資金の借受主体は、青年漁業者又はその組織する団体であつて、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- a 当該地域の中核的な沿岸漁業者となり得る資質及び能力を有すること。
- b 沿岸漁業経営の担当者として必要な基本的知識及び操業方法をある程度習得していること。

(イ) 部門経営の開始の形態

この資金をもって開始する部門経営の形態には、次のような事例が含まれる。

- a 父親等が多角的な沿岸漁業を営んでいる場合に、その一部門を自らが責任をもって担うとき。
- b 父親等が季節的な沿岸漁業を営んでいる場合に、その周年化を図るために、自らが責任をもって裏作部門を担うとき。
- c 父親等が養殖の事業を営んでいる場合に、その種苗生産部門を自らが責任をもって担うとき。

(ウ) 経営開始の実行

この資金の貸付けは、原則として経営開始の初年度に行うものとするが、単年度における過剰投資の防止、機械の効率的利用等の観点から、年次計画により資本装備の導入を行うことも可能とし、この場合においては3年以内に行うこととする。

(エ) 帳簿の備付け及び継続記帳等の励行

この資金の借受者は、経営の収支を明らかにする帳簿の備付け及び帳簿の継続記帳を励行するよう、県は十分指導するものとする。

なお、この場合において、帳簿は、青年漁業者にあつては、借受者の記帳能力に応じたものとするが、経営収支簿（別記第1号様式）程度以上のものとするとともに、青年漁業者の組織する団体にあつては、現金及び預貯金の収支状況の継続記帳並びに売掛帳及び買掛帳についても整備保管しておくよう十分指導するものとする。

(オ) その他

- a この資金については、貸付金の額が相当多額であるので、償還の可能性に留意するとともに、借受者が「近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者」として養成確保される見込みがあるかどうかについて、借受者の能力、意欲等から総合的に判定するものとする。
- b (3)の表の漁業経営開始資金の1の(3)の経営に係る漁業経営開始資金については、借受者である青年漁業者の創意工夫と責任を尊重する建前であるが、貸付けに係る事業の運営は、あくまでも経営主と青年漁業者の相互間の理解の上で進められ、また経営の開始に際し、経営主において資金的援助等が行われることは望ましいことであり、更に、将来にわたって経営主から経営権の部分的移譲が円滑に行われることを期待してよいところである。

以上の見地から、経営主を必ず保証人の1人とするようにして、この資金の貸付けを行うものとする。

2 事務の委託

- (1) 沿岸漁業改善資金の貸付け、期限前償還及び支払猶予の決定は、県が自ら行うものであるが、この事業が融資に関する各種の事務手続を含むものであることから、借受者の利便、事務処理の便宜、債権の保全・管理の適正な運営の確保等の要請を考慮し、貸付事業に係る事務の一部を水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に対し、委託することができる。

この委託事務の内容は、法第3条第1項の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務

であるが、具体的には、次の事務等が含まれる。

ア 債権者管理カード等による整理把握

イ 償還金の支払い督促

ウ 保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更，期限前償還の連絡

- (2) 県からの事務委託を受けた信漁連は自己の責任において、それぞれ水産業協同組合法第 11 条第 1 項第 3 号の事業を行う漁業協同組合に再委託することができる。

なお、信漁連から再委託を受ける場合にあつては、当該信漁連の構成員であることが必要である。

- (3) (1)及び(2)により委託又は再委託できる事務には、金銭の出納に関する事務は含まれないが、資金の交付及び償還金の受領等の公金の取扱いに関する事務は、県における公金の取扱いに関する一般の原則に従い、それぞれ事務の委託又は再委託の相手方に対して取り扱わせるものとする（地方自治法施行令第 158 条第 1 項，第 165 条の 3 第 1 項，第 168 条第 3 項）

信漁連及び事務の再委託を受けた漁業協同組合の沿岸漁業改善資金に関する公金取扱いの法的地位については、地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 165 条の 3 第 1 項の規定による私人委託の形式とする。

県は、事務委託を受けた信漁連及び事務の再委託を受けた漁業協同組合（以下「委託事務処理機関」という。）が、それぞれ沿岸漁業改善資金の貸付事業に係る委託事務の処理を適切に行うための特別の口座（以下「沿岸漁業改善資金口座」という。）を設け、資金の送付、受領については当該口座の振替で処理するものとする。

- (4) 事務委託契約の締結

県が沿岸漁業改善資金の貸付事業に係る事務の一部を委託する場合には、当該事務委託の相手方との間で事務委託契約を締結するものとする。

ア 県が信漁連を事務委託の相手方とする場合には、それぞれ当該委託事務の処理の再委託を行う漁業協同組合をも含めた三者契約を締結するものとする。

イ 県は、委託事務の処理を再委託できる漁業協同組合がない場合における貸付事業及び漁業協同組合を借受者とする貸付事務に係る委託事務の実行を当該信漁連が直接に行うこととして、県と信漁連との間の二者契約を締結するものとする。

信漁連が当該委託事務の処理を漁業協同組合に再委託する場合には、信漁連と再委託を行う漁業協同組合（以下「再委託機関」という。）との間で事務委託契約を締結するものとする。

- (5) 事務委託手数料

県が信漁連に対し、沿岸漁業改善資金の貸付事業に係る事務の委託を行う場合の事務委託手数料は、おおむね次に掲げる金額の合計額を下回らない額の範囲内で両者協議の上定めるものとする。

ア 当該年度内に支出された貸付金の累計額の 1.0 パーセントに相当する金額

イ 当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の 0.5 パーセントに相当する金額

ウ 上記の金額に消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た金額

信漁連が漁業協同組合に対し沿岸漁業改善資金の貸付事業に係る事務の再委託を行う場合の事務委託手数料の配分は、漁業協同組合に対しおおむねその 50 パーセントを下回らない額の範囲内で、両者が協議の上定めるものとする。

- (6) 事務委託に係る信漁連の定款変更

信漁連が県からの沿岸漁業改善資金の貸付事業の事務の委託を受ける場合は、それぞれの定款において当該委託に係る事業を行う旨定める必要があるため、別紙 1 の定款変更例により可及的速やかに定款変更を行うこと。

3 貸付資格の認定等の手続

(1) 運営協議会

県は、沿岸漁業改善資金の適正かつ円滑な運営を図るため、地域振興局農林水産部等に沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定及び貸付けの適否等について協議の上、その意見及び参考資料等を知事に送付するものとする。

それぞれの地区の運営協議会の構成員は、知事が別途定めるものとする。また、運営協議会はそれぞれの地域における沿岸漁業の事情、貸付資格認定申請書等の提出期日等を勘案して、定期的を開催するが、その開催時期、回数等は知事が別に定めるものとする。

(2) 同一沿岸漁業従事者等に対する貸付回数

同一の沿岸漁業従事者等に対する貸付けは、原則として貸付内容（自動操だ装置等ごとの種類をいう。）ごとに1回限りとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 新しい施設・機器・資材等の導入により技術の内容等が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費を節減若しくは大気汚染物質（窒素酸化物（NO_x）等）の放出を低減すること等により、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善又は生活の改善に資することが認められる場合

イ 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法・漁場等の転換があり、同一の貸付内容であっても、新たに導入しようとする機器等が既に導入している機器等と技術的に異なる場合

ウ 補機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業又は漁ろう作業省力化機器が異なる場合

エ 新養殖技術導入資金の種苗に対する貸付けで、1回の貸付けでは、その効果が判定しがたい場合（ただし、この場合2回を限度とする。）

オ 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種若しくは養殖技術の転換を行う場合又は漁場の利用方法の転換を県等の指導を受け、年次計画を立てて行う場合

カ 資源管理型漁業推進資金又は環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、当該資金以外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合

キ 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であって、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的又は効果的な使用に資するものであると認められる場合

ク 借受者が災害を受け、本資金により導入しようとする技術又は生産方式の改善等が未達成の状態となったと認められる場合

ケ 研修教育資金の国内研修の場合（ただし、この場合2回を限度とする。）

コ 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合

(3) 貸付申請

貸付申請者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）の作成に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 貸付申請書に添付する収支計画書は、別紙様式のとおりとする。

イ 償還は、各年均等とし、千円単位で記入すること。ただし、申請額を償還年数で除して端数が生ずる場合は、第1年目の償還額に加えること。

ウ 償還期間は、借受けようとする事業に係る機器等の耐用年数を考慮に入れて、規則第2条の表に掲げる償還期間及び据置期間の範囲内で記入すること。

エ 共同及び団体借受けの場合、事業計画は原則として個人別の事業内容を記入すること。

オ 訂正箇所には、訂正印を押印すること。

(4) 貸付資格及び貸付申請の審査

ア 地域振興局農林水産部等は、申請書の実質的な審査がそれぞれ地区の運営協議会で行われるので、

必要に応じて現地調査を実施し、漁家の実態や計画内容、計画達成の見込み等について審査指導するものとする。

イ 地域振興局又は支庁の長は、アの審査指導の内容を参考にして当該申請についての意見を記載すること。

(5) 借用証書等の提出

ア 貸付資格の認定及び貸付決定通知を受けた者は、借用証書、沿岸漁業改善資金貸付金請求書（別記第2号様式）及び貸付金を委託事務処理機関の口座に振込み依頼する旨の委任状（別記第3号様式）を委託事務処理機関を経由して県に提出すること。

イ 借用証書には、印鑑証明書を添付すること。また、貸付金請求書、委任状の印鑑は、実印とすること。

ウ 委託事務処理機関は、貸付資格認定書及び貸付決定通知書、借用証書、貸付金請求書、委任状の記載事項が一致しているか、どうかを確認の上、再委託機関は信漁連に、信漁連は県に沿岸漁業改善資金貸付金請求書総括表（別記第4号様式）を添えて提出するものとする。

エ 借用証書等の提出期限は、貸付決定通知を受理した日（県が発送した日から5日を経過した日が借受者に到着した日とみなす。）から15日以内とする（県水産振興課必着）。

オ 前項の期限内に借用証書等の提出がなかった場合は、借受けの意思がないものとして貸付資格の認定及び貸付決定を取り消すことがある。

貸付資格の認定取消しの通知方法は、貸付資格認定に準ずる。

貸付決定取消しの通知方法は、貸付決定通知に準ずる。

(6) 貸付金の交付

ア 県は、貸付資格の認定及び貸付決定通知を受けた者から借用証書、貸付金請求書、委任状の提出があったときは、委託事務処理機関を通じて貸付金の交付を行うものとする。

イ 委託事務処理機関は、借受者名義の別段貯金口座等に振り込むことにより、資金を交付するものとする。

ウ 再委託機関は、貸付資格の認定及び貸付決定通知を受けた者に貸付金を交付したときは、本人にその旨を通知するとともに、資金の交付を終えたその日から7日以内に沿岸漁業改善資金貸付報告書（別記第5号様式）を信漁連を経由して県に提出すること。

エ 県は、沿岸漁業改善資金貸付報告書に記載された受領年月日（借受者名義の別段貯金口座への振替日）をもって借受者の借受け年月日とする。

(7) 貸付金の管理

委託事務処理機関は、県と締結している事務委託契約書の範囲において、貸付金の債権保全に常時注意するとともに、次の点に留意するものとする。

ア 委託事務処理機関は、貸付金の債権保全上沿岸漁業改善資金管理簿（別記第6号様式）を整備し、資金の貸付の交付及び償還の状況を明確にしておくこと。

イ 委託事務処理機関における貸付金の払出しは、原則として出来高払とする。

ウ 出来高払の例外は、高価な施設等の事業及び研修教育資金に係る前渡金等で前金払の必要が認められる場合に限るものとする。

(8) 事業の実施

ア 借受者は、実施しようとする事業の全部若しくは一部を建設業者等へ請け負わせて行う場合は、原則として契約内容を口頭でなく請負契約書を取り交わすものとする。

イ 事業の実施は、資金の交付を受けてから行うことを原則とするが、やむを得ない場合は、事前に文書で知事に協議の上、貸付資格の認定及び貸付決定通知書の受領後実施するものとする。

ウ 借受者は、沿岸漁業改善資金の借受けに係る事業完了後 20 日以内に事業実施報告書を地域振興局農林水産部等を通じて知事に提出するものとする。

この場合において、借受者は、以下の(ア)から(ウ)に示す事業実施報告書の裏付けとなる書類等を提出するものとする。(ただし、以下の書類等を徴し難い理由がある場合は、その理由を記した書面を添付するものとする。)

(ア) 契約書、納品書、請求書及び領収書の写し

(イ) 事業の実施日、事業実施の前後の状況及び設置した機器等の種類が確認できる写真等の記録

(ウ) その他知事が必要と認める書類

(9) 事業の変更

ア 借受者は、事業を中止しようとする場合は、速やかに委託事務処理機関を経由して県に報告すること。この場合の報告は、沿岸漁業改善資金事業実施報告書をもって代えるものとする。

イ 借受者がやむを得ない理由により事業内容を変更する場合には、沿岸漁業改善資金事業内容変更承認申請書(別記第 7 号様式)を当該地域振興局農林水産部等に提出すること。この場合申請書を受理した地域振興局農林水産部等は、変更理由に対する意見書を添えて県に提出するものとする。

(10) 貸付金の償還

ア 委託事務処理機関は県から納入通知書が送付されたときは、払込請求書(償還期到来を示す通知書)を納入期限 10 日前までに借受者に送付すること。

イ 借受者は、委託事務処理機関に対して委任状を提出し償還金及び違約金の納入を委任するものとする。

この場合、借受者は、借用証書の提出と同時に委任状を作成し、委託事務処理機関に提出すること。

ウ 委託事務処理機関は、借受者から償還金を受領(借受者に対し貯金引落とし通知を行い貯金から引落す等)したときは、償還期限までに県へ収納するものとする。

エ 委託事務処理機関は、借受者から水産物収入代金の受領を行い、償還金に相当する金額を各借受者名義の貯金として別途積み立てておくものとする。

オ 信漁連は、償還金を収納したときは、速やかに領収書を再委託機関を経由して借受者に送付すること。

カ 借受者は、繰上償還しようとする場合は、理由発生後速やかに沿岸漁業改善資金繰上償還申請書(別記第 8 号様式)及びその写しを委託事務処理機関を経由して県に送付するものとする。

また、事業実施の結果、繰上償還すべき額が生じたときは、事業実施報告書と同時に繰上償還申請書を提出し、繰上償還するものとする。繰上償還後の返済計画は、現年度分については、当初計画の償還額で納入するものとし、次年度以降の償還金額は、借受残高を残りの償還年数で除して得た金額とし、端数を生じた場合は(3)のイに準ずるものとする。

キ 委託事務処理機関は、償還期日までに償還しなかった借受者に対しては督促を行い、貸付金債権の取立てに万全を期するものとする。

なお、償還期限後 20 日を経過してなお償還金の払い込みがない場合は、沿岸漁業改善資金貸付金延滞者調書(第 9 号様式)を作成し、借受者ごとにその事情を審査し、直ちに県に提出するものとする。

(11) 事業確認調査

地域振興局農林水産部等は、前年度の貸付決定分について事業実施報告書の提出後、確認調査を行い、その結果を 9 月末日までに当該借受者に関する調査結果報告書(別記第 10 号様式)により水産振興課に報告しなければならない。

(12) 地域振興局農林水産部等の指導

地域振興局農林水産部等は、市町村、漁協その他関係機関等との緊密な連携を図り一体となって沿岸

漁業改善資金の普及啓蒙に努めるとともに、借入希望者に対する事前調査及び指導事業実施の途上における指導、助言を行うものとする。

特に、青年漁業者等養成確保資金の漁業経営開始資金を借り受けて、経験の乏しい青年漁業者が、新たな漁業経営を開始するに当たっては、水産業普及指導員による技術面・経営面の指導が重要であり、地域の先進漁家や関係機関と連携を取りつつ、経営開始前及び開始後の普及指導に万全を期するものとする。

また、その一環として、借受者から事業報告書の提出を受けた後、当該借受者に関する調査書（別記様式第 11 号）を速やかに作成し、水産振興課に送付するものとする。

4 その他

この要領は、平成 6 年度第 3 回貸付分から適用する。

この要領は、平成 8 年 10 月 25 日から適用する。

この要領は、平成 9 年 5 月 30 日から実施し、4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 10 年 3 月 9 日から実施し、4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 10 年 10 月 30 日から適用する。

この要領は、平成 12 年 3 月 31 日から適用する。

この要領は、平成 14 年 6 月 14 日から適用する。

この要領は、平成 15 年 3 月 31 日から適用する。

この要領は、平成 18 年 3 月 31 日から適用する。

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 19 年 6 月 8 日から適用する。

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 21 年 3 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 21 年 10 月 30 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 23 年 4 月 25 日から適用する。

この要領は、平成 23 年 11 月 8 日から適用する。

この要領は、平成 30 年 2 月 19 日から適用する。

この要領は、平成 31 年 2 月 19 日から適用する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 4 年 8 月 19 日から適用する。